

ID: 319

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定及び変更認定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市景観条例 第13条の2第1項		
例 規 番 号	平成21年条例第25号		
【根拠条文】 (門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定) 第13条の2 景観地区に関する都市計画において定められた門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定に係る敷地面積の最低限度の特例により建築物の建築に供する目的で行う土地の区画の変更を行う者は、あらかじめ、その計画が、まちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としていることについて、規則で定めるところにより、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた計画の変更を行おうとする場合も、同様とする。 2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る計画を審査し、当該計画がまちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としていると認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。 3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る計画がまちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としていないと認めたとき、又は当該申請書の記載によってはまちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としているかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日